

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市山科区西野山桜ノ馬場町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	京都市道高速道路1号線(稻荷山トンネル)除草樹木剪定業務委託				
工期	契約日の翌日から令和 7年12月12日まで				
事業課(所)名	南部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

除草工				式	1
鴨川東	m2	2,360	山科	m2	3,880

施工理由

本委託は、標記路線において、雑草が繁茂しているため、除草・剪定を実施することにより、通行の安全を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年4月	
歩掛適用年月	2025年4月	
基準適用年月	2025年4月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
除草工	鴨川東	除草-2 入路, 除草-3 出路	積込運搬		m2	382	施工費	
除草工	山科	樹木剪定-1,2	ヒトツツジ		m2	769.6	施工費	
除草工	山科	除草-4 入路	積込運搬		m2	1,499	施工費	
除草工	山科	除草-6 中央分離帯	積込運搬		m2	2,049	施工費	
除草工	山科	除草-7 出路	積込運搬		m2	1,514	施工費	
除草工	山科	山科坑口上部除草	高所作業車を使用した作業		回	65,950	施工費	
除草工	道路除草工	発生材処分	処分量:20.0t		現場	354,600	処分費	
共通仮設費	安全費	鴨川東-1	規制種別-1 高速道路の規制(H-1)		回	216,600	材工共	
共通仮設費	安全費	鴨川東-2	規制種別-2 高速道路の規制(G-5)		回	225,800	材工共	
共通仮設費	安全費	山科-1	規制種別-3 高速道路の規制(A-6)		回	257,600	材工共	

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市道高速道路1号線(稻荷山トンネル)除草樹木剪定業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
除草工		式	1				
鴨川東		式	1				
除草-1 十条通法面	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	m2	750				
除草-2 入路, 除草-3 出路	機械除草(肩掛式)・集草	m2	1,610				
除草-2 入路, 除草-3 出路	積込運搬	m2	1,610				
山科		式	1				
樹木剪定-1, 2	ヒラトツツシ	m2	120				
除草-4 入路, 除草-6 中央分離帯, 除草-7 出路	機械除草(肩掛式)・集草	m2	1,490				
除草-4 入路	積込運搬	m2	760				
除草-6 中央分離帯	積込運搬	m2	270				
除草-7 出路	積込運搬	m2	460				
除草-5 山科換気所, 山科換気所法面	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	m2	2,270				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市道高速道路1号線(稻荷山トンネル)除草樹木剪定業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
山科坑口上部除草	高所作業車を使用した作業	回	2				
道路除草工		式	1				
発生材処分	処分量:20.0t	現場	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人日	20				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	25				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
鴨川東-1	規制種別-1 高速道路の規制(H-1)	回	3				
鴨川東-2	規制種別-2 高速道路の規制(G-5)	回	2				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市道高速道路1号線(稻荷山トンネル)除草樹木剪定業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
山科-1	規制種別-3 高速道路の規制(A-6)	回	4					
共通仮設費(率計上)		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別工事編）

工事名 京都市道高速道路1号線（稲荷山トンネル）除草樹木剪定業務委託
工事場所 京都市山科区西野山桜ノ馬場町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木工事の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

- 1 前払金は、請負代金の30%以内とする。
- 2 部分払い
部分払いは、なしとする。

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 業務日時・体制等

（1）業務時期

6～9月を予定しているが、具体的な施工時期については、監督職員と協議し、指示に従うこと。

（2）トンネル管制等業務委託の受託業者（以下「管制受託業者」という。）との連携

委託業務の実施に際しては、必要に応じて管制受託業者との連携を図るとともに、必要な場合は互いに協力を行い、円滑な業務の遂行に努めること。

（3）打合せ

受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、常に本市職員等と密接な連絡を行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度打合せを行い、その結果を請負者が打合せ記録簿に記録し、提出するものとする。

2 業務内容

（1）除草範囲

箇所図参照とするが、現場状況によっては監督職員と協議し変更することがある。

山科除草-7 出路については、法肩及び法尻より 1.5m、擁壁階段より 1m の範囲を施工範囲とする。

（2）除草時の安全対策

自動車専用道路の本線・ランプ内の作業時については、必要な手順を確認し、十分な安全対策を行うこと。また、その他の箇所についても、必要に応じた対策を行うこと。

（3）刈草等の処分

業務で発生したゴミ・塵芥等を含む刈草については、処分時のリサイクルが困難であるため、クリーンセンターに搬出することを想定している。現場の条件がこれに合わない場合は監督職員と協議し、指示に従うこと。

（4）施工機器・機械の回送

施工機械については、日々運搬回送すること。回送費は委託費に含むものとする。

3 その他留意事項

（1）道路区域内で作業する場合は、期間、作業時間帯、道路占用形態などについて施工前に警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出するとともに必要に応じ協議に参加すること。

（2）道路区域内で作業する場合は、作業時には道路交通法第80条協議書の写しを携帯すること。

（3）自動車専用道路区域内で作業する場合は、作業前、及び作業完了後に管制受託業者に連絡すること。

（4）作業員は、ヘルメット及び安全靴を着用し、安全ゴーグル等、必要に応じた防護対策を行うこと。

（5）特に、自動車専用道路区域内で作業する場合は、安全反射ベストを装備すること。

（6）現場における作業を行う際には、飛び石防護有りでの除草を行うこと。

（7）草が伸び、除草範囲から飛び出しているものについても、除草の対象とする。

（8）作業日程については、関係者と調整を図り、騒音・振動・塵埃等の発生には細心の注意を払い、

作業箇所に沿道家屋等がある場合、影響が及ばないような施工を行い、周辺住民から苦情が出ないようにすること。

- (9) 隣接する地元関係者との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- (10) 他の企業・事業者との同時施工となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- (11) 地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (12) 私有地内にある樹木等に損害を与えたり、踏み荒らしたりすることがないように十分注意すること。損傷を与えた場合は、受注者の責任において処理すること。
- (13) 作業にかかる、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。
- (14) 作業箇所ごとに、箇所及び作業日等を記載した作業報告に、着手前、作業中、完成後の写真を添付し、提出すること。
- (15) 着手の5日程度前及び当日、沿道各戸に声を掛け、住民と摩擦の無いように着手すること。

第5条（施工時間）

施工は原則として昼間とし、標準的な作業時間帯は、9時～17時(前後30分の準備及び後片付除く)とする。ただし、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条（工程）

現場における作業について、9月末までに1回刈りを完了させること。また、2回刈りが必要となった場合は、作業箇所及び作業時期について別途指示する。この場合、設計変更の対象とする。

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所前後等	1名	交通誘導警備員A	昼間	無
施工箇所前後等	1～2名	交通誘導警備員B	昼間	無

自動車専用道路区域内で作業する場合の安全対策については、別紙1～8の各規制図を基に行うこと。なお、規制方法等の変更が必要な場合は、必ず監督員の承諾を受けること。

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表等）や写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

工種-種別等	確認項目
除草工	処理完了時(各箇所)

4 建設副産物に関する事項

第9条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
刈草	京都市伏見区横大路八反田29	設計運搬距離(鴨川東起点) L = 8.3 km 設計運搬距離(山科起点) L = 11.4 km

5 その他事項

第10条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の28日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第11条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第12条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

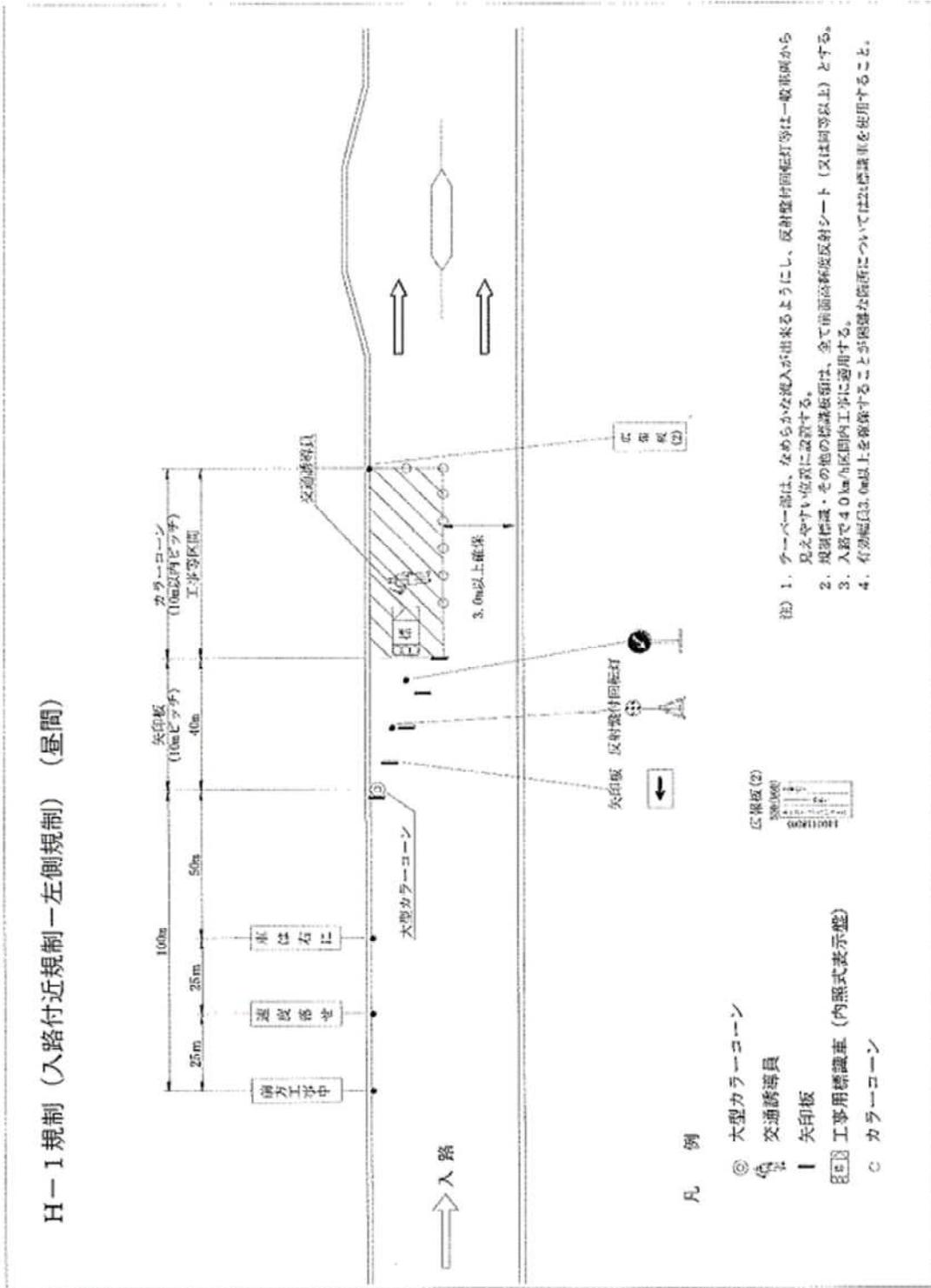
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第13条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

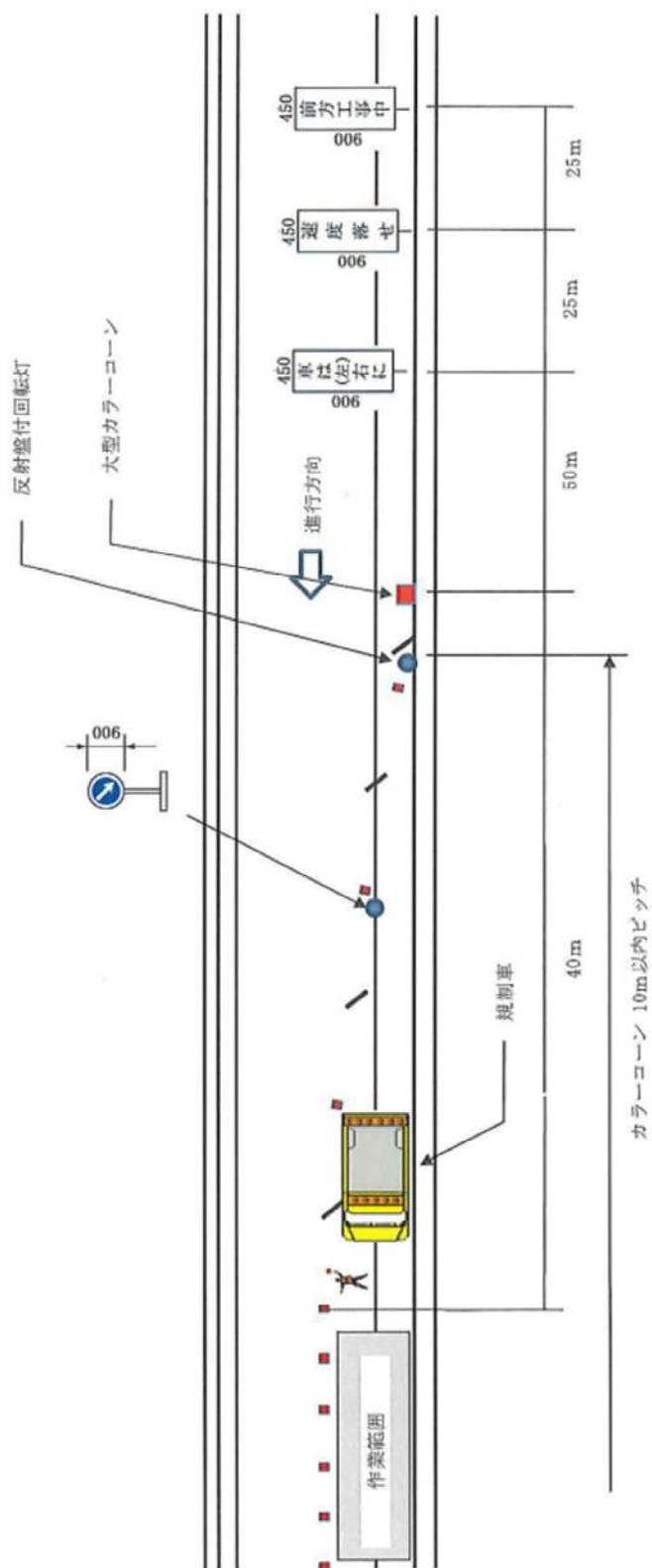
- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。



H-1 規制 入路における作業を行う場合 (左側：昼間)

規制方法

交通規制図



作業位置が料金所の直近である場合は料金所規制（D、E規制）を組み合わせで使用する。

鴨川東ランプについては曲線区間が多く、視距確保が困難であるので料金所手前において上記規制を行う際のレーバー位置は鴨川東入0.58KPまたは鴨川東入0.45KPに固定する。

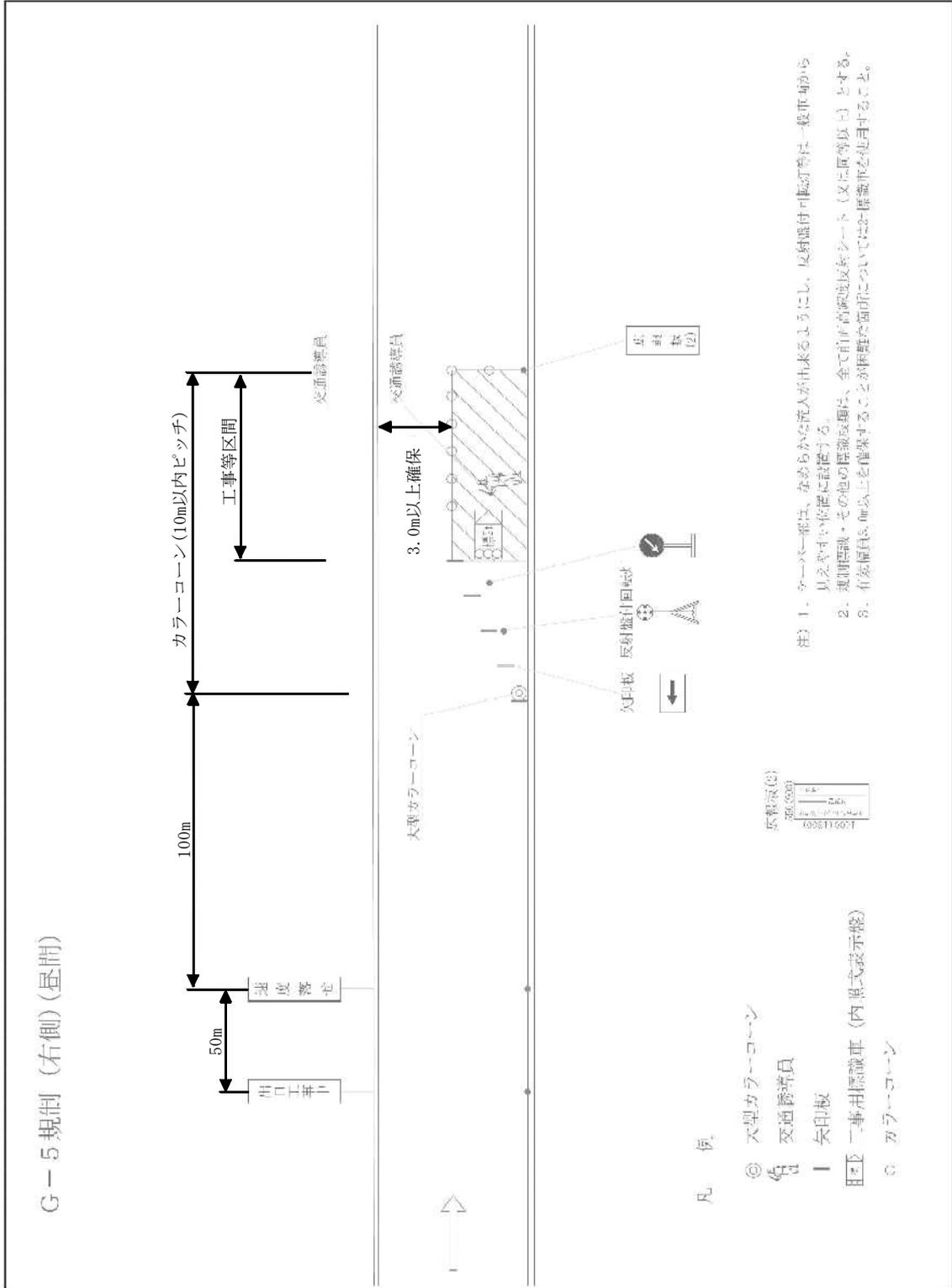
また、夜間の規制の場合はカラーコーンを全て点灯とする。

鴨川東ランプ（トンネル部）は、F規制による通行止め規制とする。

H-1 規制 入路における作業を行う場合（半車線規制）

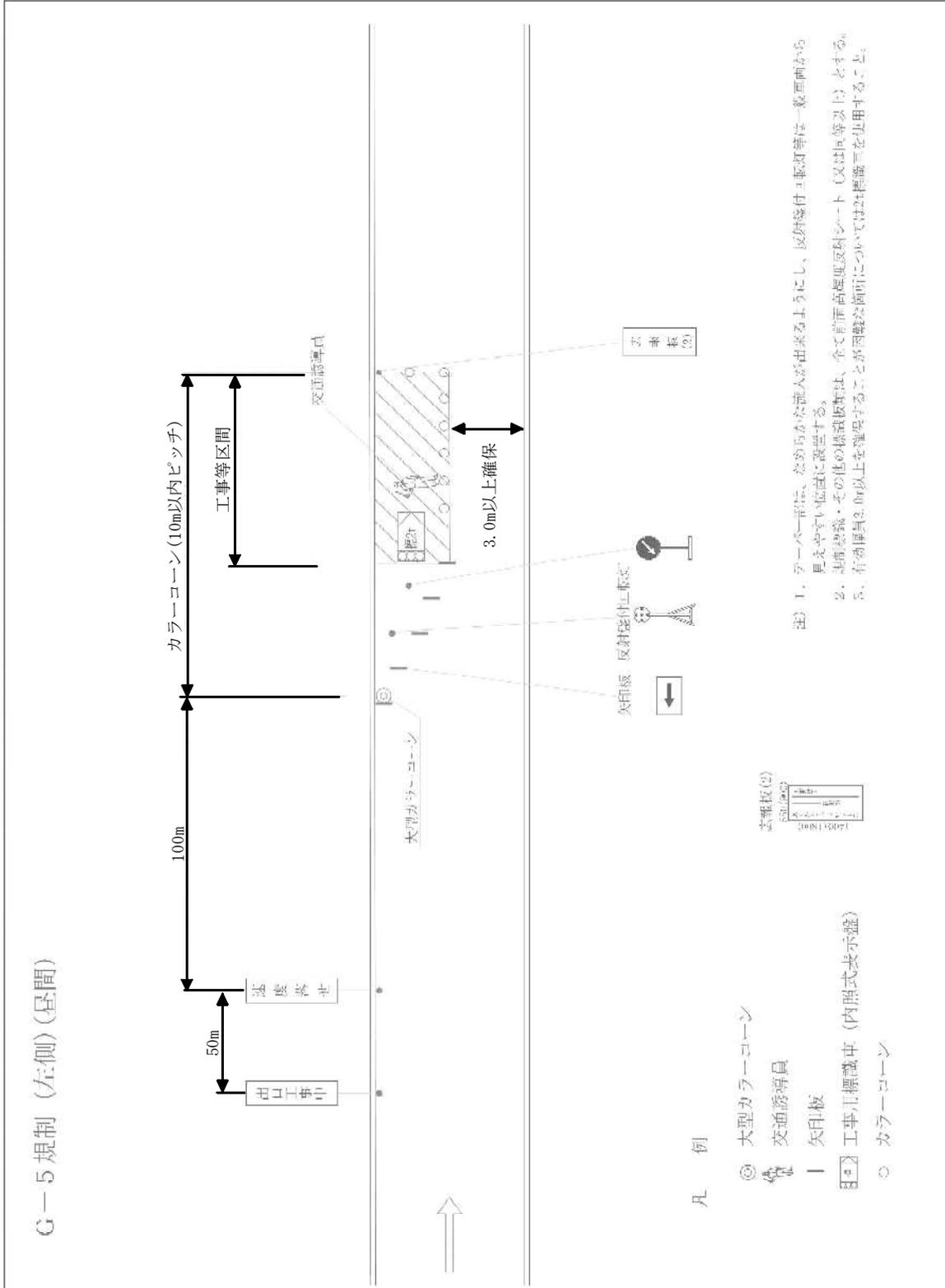
規制方法

交通規制図



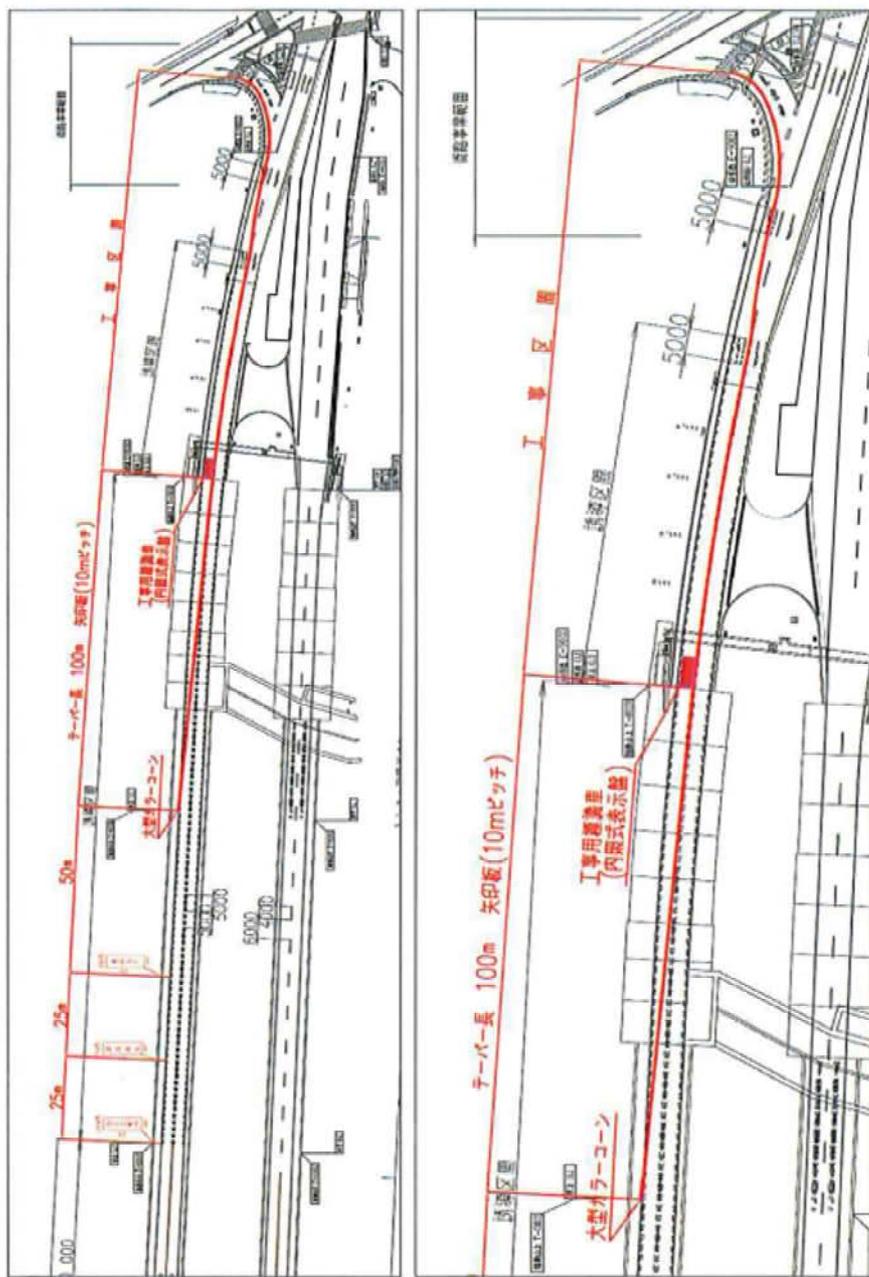
規制方法

交通規制図



規制方法

交通規制図



※規制がトンネル内となるため、装備は夜間対応に準じる。

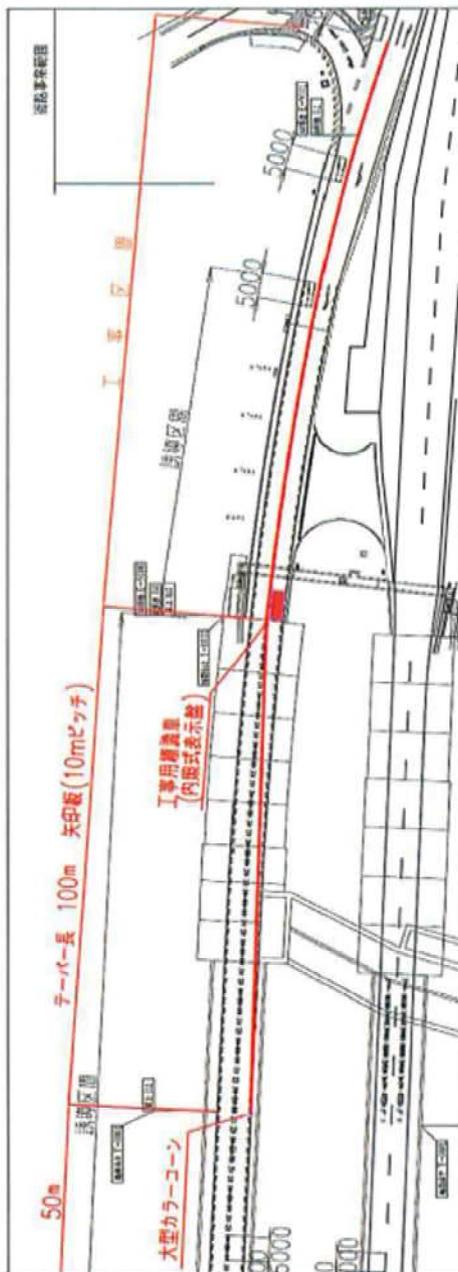
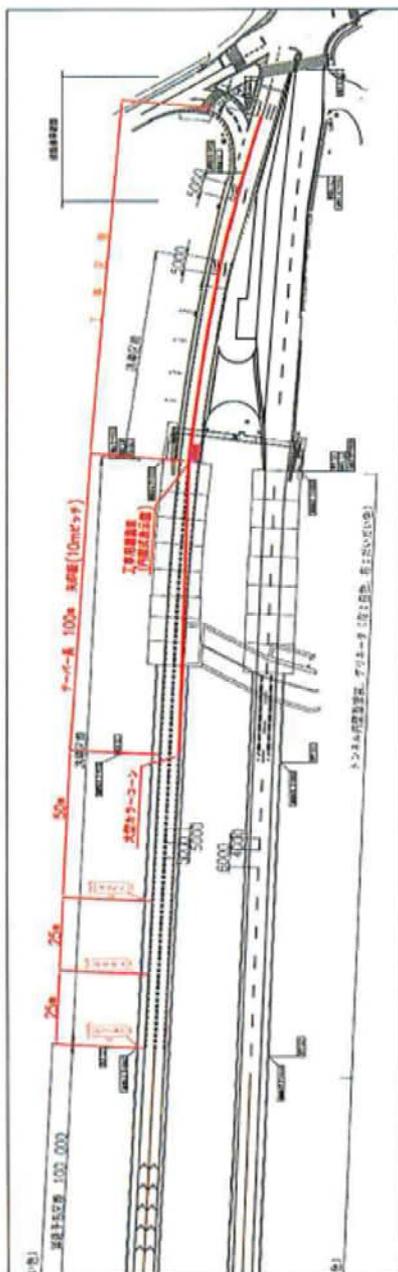
注) 1. 規制標識・その他の標識板類は全て前面高輝度反射シート(又は同等以上)とする。

2. カラーコーンは、先頭コーンは、反射シート付き(点滅灯付)とする。
割合で内照式又は、反射シート付き(点滅灯付)とする。

A-6 規制 本線一車線規制 (山科明かり部 走行車線)

規制方法

交通規制図



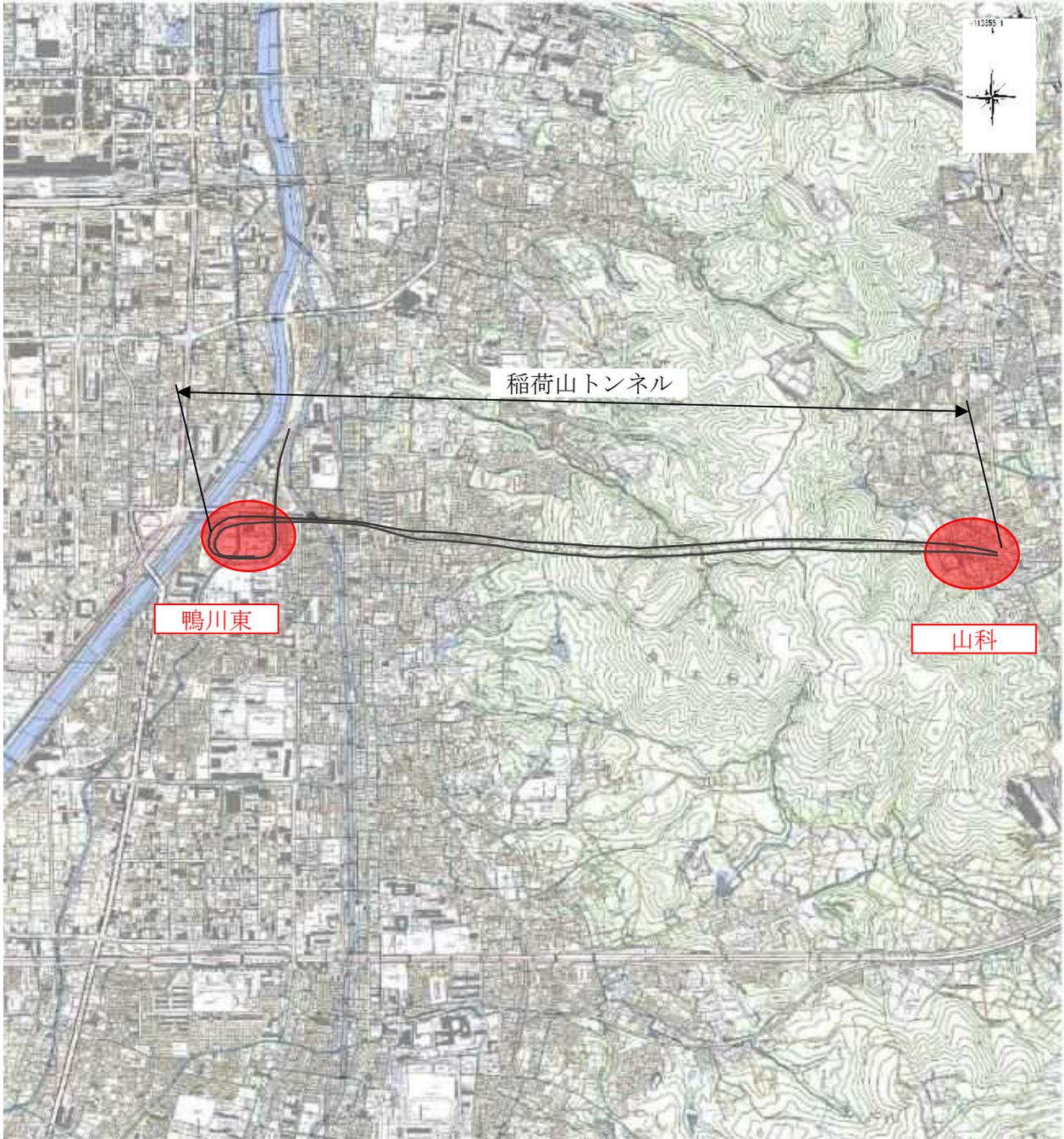
※規制がトンネル内となるため、装備は夜間対応に準じる。

注) 1. 規制標識・その他の標識板類は全て前面高輝度反射シート(又は同等以上)とする。

2. カラーコーンは、先頭アパー部分は全て、その他の区間は夜間工事の場合は5個に1個の割合で内照式又は、反射シート付き(点滅灯付)とする。

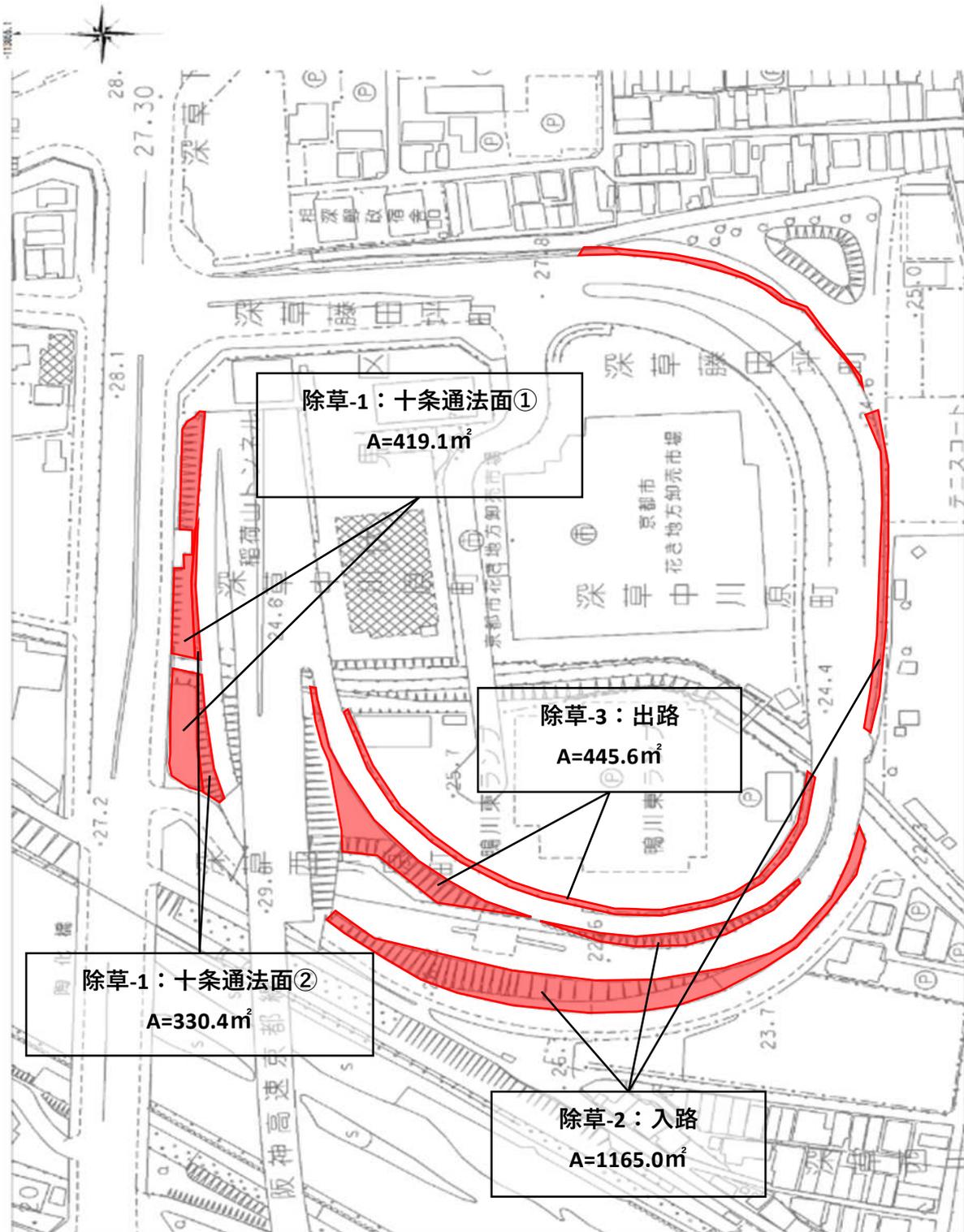
箇所図

除草合計 $A=6248.6\text{m}^2$



鴨川東 除草範囲

A=2360.1m² (実数量)



山科 除草範囲

A=3888.5m² (実数量)

